

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年8月6日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人高周波・アナログ半導体ビジネス研究会

(2) 代表者名

南部 修太郎

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条下殿田町13番 九条CIDビル102号 株式会社アセット・ウィッツ内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、今後の新しい産業の主役とされる、環境・エネルギー、IT、材料等の産業分野のキー技術である高周波・アナログ半導体技術関連事業分野に係る個人や法人に対して、産学連携の活性化によるこの事業分野における新産業創出とその発展を促進する事業を行い、わが国の産業振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年7月16日

(文化市民局地域自治推進室)